

取扱区分：「公開」

平成29年第1回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。



平成29年1月10日（火）10時00分～

於：周南市徳山保健センター 健康増進室3

平成29年第1回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 平成29年1月10日（火） 午前10時00分 ～ 11時06分

2 場 所 周南市徳山保健センター 健康増進室3

3 会議に付した議案

| | | |
|-------|------------------------|----|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について | 9件 |
| 議案第2号 | 農地法第5条の規定による許可申請について | 4件 |
| 報告第1号 | 農地法第4条の規定による農地転用届出について | 1件 |
| 報告第2号 | 農地法第5条の規定による農地転用届出について | 6件 |
| 報告第3号 | 非農地証明について | 2件 |
| 報告第4号 | 農地の転用の制限の例外による届出について | 2件 |
| 報告第5号 | 水田埋め立てによる農地改良届出について | 2件 |

4 出席委員

| | | | |
|------|-------|------|--------|
| 第1番 | 山崎光夫君 | 第2番 | 水井規雅君 |
| 第3番 | 秋貞啓子君 | 第4番 | 白石純治君 |
| 第5番 | 有馬俊雅君 | 第6番 | 小林一雄君 |
| 第7番 | 高橋恵君 | 第8番 | 長谷川和美君 |
| 第9番 | 杉村龍男君 | 第10番 | 藤井和典君 |
| 第11番 | 梅田洋治君 | 第12番 | 椎木人志君 |
| 第13番 | 大江静人君 | 第14番 | 弘中壽君 |
| 第15番 | 江波一男君 | 第17番 | 野村一男君 |

第18番 藤 井 孝 君
第20番 松 岡 清 治 君
第22番 大 田 幹 代 君
第25番 藤 井 允 雄 君
第27番 山 崎 弘 子 君
第29番 村 木 実 君
第31番 岩 田 学 君 (職務代理者)
第32番 西 田 孝 美 君 (会長)

第19番 笠 井 保 雄 君
第21番 藤 井 澄 子 君
第24番 杉 村 洋 治 君
第26番 福 田 栄 司 君
第28番 林 定 子 君
第30番 松 田 孝 行 君

5 欠席委員

第16番 田 中 榮 作 君
第23番 歳 光 時 正 君

6 関係人

なし

7 事務局職員

局 長 茅 原 道 夫
次 長 藤 井 豊
次長補佐 吉 原 浩 子
書 記 時 重 智 一

事務局長

皆さん、おはようございます。新年明けましておめでとうございます。

本年もどうぞよろしく願いいたします。

総会に入る前に携帯電話につきましては、再度確認の方をよろしく願いいたします。

次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は32名中30名で、周南市農業委員会会議規則第9条に規定された定足数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

本日の欠席は、第16番 田中 栄作 委員、第23番 歳光 時正 委員の2名でございまして周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたのでご報告いたします。

なお、●●委員さんにつきましては、本日、所用のため少し遅れるとの連絡を受けておりますのでご報告いたします。

それでは、議長お願いいたします。

開会（午前10時00分 ～ ）

議長

新年明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願ひします。

それでは只今より、平成29年第1回周南市農業委員会総会を開会いたします。

議事に先立ちまして、周南市農業委員会会議規則第6条の規定により、議席及び議席番号の変更を行います。本年7月23日までの議席及び議席番号は、ただいま着席されておられます議席及び議席番号といたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条に規定された議事録署名委員は、第2番、水井 規雅委員さん、第24番、杉村 洋治委員さんのご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議案の審議に入ります。

それでは、議案第1号を議題といたします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の1ページから3ページをお願いいたします。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による許可申請は、1議案9件でございます。

それでは、まず1番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の大字●●字●●に所在する農地の田、1筆の1,106平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は、遠隔地のため、譲り渡すとされ、譲受人は、譲渡人から売買の申出があり、経営規模拡大を図られるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、耕作要件、農機具の保有状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

なお、通作距離ですが、約50分かけて車で通作されるとのことですが。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、申請人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は115アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、水稻を作付けされるほか一部畑地として自家用野菜を栽培されるとのことであり、今回の権利移動により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第20番

第20番の●●です。第1番について、去る12月29日、譲受人の叔父と立会いしましたので報告いたします。譲受人とは、電話で確認しました。譲渡人は、遠隔地に居住しており、今後管理していくことが難しいので、譲り渡すことにされました。譲受人は、申請地が母の実家の隣で、叔父は農機具を所有しており用水管理等協力してもらえらることから譲り受けることにされました。現地は、きれいに除草管理がされていました。問題ないと思いますので、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第1号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、2番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

2番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の大字●●字●●●●に所在する農地の畑、2筆の11,715平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、先月の総会で報告しました、農地法第3条の規定による届出がありました「農地売買等事業」で、譲受人は、「公益財団法人やまぐち農林振興公社」から申請地を買い受けて事業を継承され新規就農され

るものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、樹園地を継承して経営されるものであり、耕作要件、農機具の保有状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると思込まれます。

なお、通作距離ですが、約40分かけて車で通作されるとのこと。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断します。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は117アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、ブドウを栽培されることとあり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第7番

7番の●●です。1月6日に申請人と現地にて確認いたしましたので報告いたします。なお、農地売買事業等の実施により公益財団法人やまぐち農林振興公社を通して取引されておりましたので、公社に譲渡されたことが12月の案件に届け出されております。譲受人は、新規就農者であります。元々この土地の所有者でありました農園に研修生としてブドウの栽培等を学んで

おりました。今回、農地売買事業を活用して農園さんの土地を一部譲り受けて新たに農園経営を開始することになりました。今、現地では新しくブドウの棚が建てられ、ブドウの苗を植える準備が進んでおり、3年後の収穫を目指して頑張っておられます。以上をもちまして、今回の申請は問題ないと思われまますのでご審議の程よろしくお願いたします。

議長

ありがとうございました。

只今の2番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第1号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

続きまして、3番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

3番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の大字●●●●字●●●●に所在する農地の田、1筆の540平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は、自宅から離れていて耕作に不便なため譲り渡すとされ、譲受人は、中古住宅も購入し、この農地が自宅の隣接地であることから今回、譲り受けられ農業に力を入れられるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は耕作要件、農機具の保有状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規

定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断いたします。

第5号の下限面積要件ですが、平成28年12月の総会において、農地利用集積計画が承認されており、それと合わせますと取得後の農地は37アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、畑として野菜、果樹等を作付けされるとのことであり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第3番

3番の●●でございます。去る1月9日に譲受人及び譲渡人と連絡をとり現地を確認して参りました。現地は、譲渡人が他地区に住宅を持ち耕作することが困難な土地でございます。●●●の夢プラン事業の中で空家バンクに登録されていた譲渡人の住宅と隣合わせる畑で移住するために譲受人が購入を希望されるものです。田舎暮らしに共感を持たれる譲受人は、●●●の更に奥まった地区にも畑を借りるなど農業にも意欲的で、既に冬野菜も栽培され他の部分もきれいに耕作されておられます。よろしくご検討をお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の3番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第1号3番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、3番は許可と決定いたします。

続きまして、4番及び5番につきまして、譲受人が同一で、土地の所在もほぼ隣接しておりますので、一括して事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

次に、4番及び2ページの5番について一括してご説明いたします。申請地は、●●地区の大字●●●字●●●に所在する農地の田、10筆の5,331.69平方メートル、同じく、畑、1筆の256平方メートル、合計、11筆の5,587.69平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、4番の譲渡人は、所有している不動産を売却したため譲り渡すとされ、5番の譲渡人は、高齢で耕作が困難なため譲り渡すとされるものでございます。譲受人は、新たに農地を取得され農業経営の規模拡大を図られるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する家族の状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると思われまます。

なお、通作距離ですが、約40分かけて車で通作されるとのことですが。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断いたします。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は86アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、4番の申請地においては水稻を作付けされます。また、5番の申請地においては、水稻を作付けされるほか、じゃがいも、白菜等野菜を栽培されるとのことであり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第30番

30番の●●です。12月30日の午後から譲受人の方と会って現地でお話しました。譲受人は、今まで●●市の●町で臼引きをされており、最近この地域の農地が無くなってきており、農業経営にならないことから当地区へ農地がないかと探しておられる時、ちょうど6反ばかりの農地が見つかったので、その農地を購入し機械も持参してきて農業をしたいとのことでした。また、もう少し規模拡大を図りたいとのことでした。なお、生産されたお米は、●●にお店を経営しているのでそこで販売したいとのことでした。この申請地は、以前から誰か耕作される方があらわれればよいと思っていたので地域からすれば大変良いことだと思います。また、農業の経営についても大丈夫だと考えます。地域との調整についてもできるだけ対応するとのことでした。以上ことから大丈夫であると思います。よろしくご審議の程お願いします。

議長

ありがとうございました。

只今の4番及び5番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第1号4番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、4番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第1号5番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、5番は許可と決定いたします。

続きまして、6番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

次に、6番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の大字●●●字●●●に所在する農地の畑、2筆の936平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は、高齢となり耕作できないため譲り渡すとされ、譲受人は、申請地が自己農地に近いこともあり、譲渡人からの申出に応じ経営規模の拡大を図られるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は耕作要件、農機具の保有状況、家族の状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断します。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は165アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、野菜と果樹を栽培される

とのことであり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第27番

27番●●です。去る1月5日に譲渡人と譲受人とで現地を確認しましたのでご報告いたします。申請地の1550番地には野菜が植えてあり、1551-3番地は花畑として手入れがされていきました。譲渡人は、高齢になり後継者もないことから耕作が少しずつ難しくなり近隣の譲受人に申出がありました。譲受人は、申請地が自宅から150メートルのところのところに位置し現在耕作している農地に隣接していて規模拡大を図るため譲り受ける事にしました。申請地には、野菜や果樹を植える予定とのことでした。譲受人の後継者も農業に従事されており何ら問題はないと思われまますのでご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

議長

ありがとうございました。

只今の6番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第1号6番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、6番は許可と決定いたします。

続きまして、7番につきましては、第18番、●● ●● 委員が譲受人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、

自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項は、議事参与の制限に該当いたします。

そのため、●●●●委員には、7番の審議が終わるまで、ここで退席をお願いいたします。

【●●●●委員 退席】

それでは、7番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

3ページの7番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の大字●●字●●●●に所在する農地の田、1筆の591平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は、高齢で耕作が困難なため譲り渡すこととされ、譲受人は、自己所有農地の周辺農地であり、今回、取得され規模拡大をされるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する家族の状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると思われまします。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断いたします。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は210アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、水稻を作付けされることとあり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的

な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第17番

17番の●●です。7番について報告いたします。昨年末に譲受人と現地を確認をしました。また、譲渡人は、不在のため後日電話で確認をいたしました。現状は、譲受人の牛舎に接する農地で父親の時代から永年、賃貸で耕作をしておりましたが、この度、譲渡人より高齢で今後も耕作をするつもりもないので譲りたいという申し出があり購入することとなりました。購入後も今までとおり水稻を作付けするとのことで、裏で牧草を栽培することで周囲における影響等もないものと思われまますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の7番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第1号7番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、7番は許可と決定いたします。

以上で、7番の審議が終了しましたので、ここで、●●●●委員さんに入ってください。

【●●●●委員 入席】

続きまして、8番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

8番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の大字●●字●●に所在する農地の田、1筆の224平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は、高齢で後継者もないため譲り渡すとされ、譲受人は、規模拡大して営農活動に力を入られるため譲り受けられるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は耕作要件、農機具の保有状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は55アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、水稻を作付けされることとあり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんから現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する家族の状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

なお、申請地は、以前に第三者と利用権設定されておられましたので、今回、合意解約届出書が提出されております。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事されると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は83アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、借受人自らが耕作されますので転貸には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、野菜及び果樹を作付けされることとあり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第24番

24番の●●です。それでは番号9について、去る1月4日に譲受人と現地にて調査をいたしましたのでその結果をご報告いたします。なお、当日は●●●●さんにも立会いをいただきました。本来は、●●委員さんの担当ですが諸般の都合により私が代わってご報告をいたします。この申請地は、先程、事務局からの説明がありましたように利用権の設定をされ、第3者に貸

し出しておられましたが、その耕作者が高齢のため耕作できなくなり解約となり譲渡人に戻って参りました。譲渡人も高齢のため耕作できないことから今回、子供に譲り渡すものでございます。当該地は傾斜地でもあり、水の便も悪く畑として使用されておりました。しかし、数年は耕作をした形跡もなく草刈りだけが行われている現況でした。すぐに畑地として利用が出来るような状態でした。譲受人は、野菜や果物などを栽培される予定だそうです。現に譲受人は農業機械等も完備しておりまして、また、周辺に及ぼす影響もなく他の調査項目に照らし合わせても問題は見つかりませんでした。以上調査報告です。よろしくご審議方お願いします。

議長

ありがとうございました。

只今の9番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(発言を求める声あり)

はい、●●委員さん。

第11番

11番の●●です。ここで議案書の中の理由欄で「譲渡したい」となっているがどうですか。「譲渡」ではないのではないかと思います。

事務局長

ご指摘がありましたとおり、使用貸借ですので貸付が正解です。「譲渡したい」は「貸付したい」に訂正させていただきます。申し訳ありません。

議長

他にございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第1号9番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、9番は許可と決定いたします。

法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書及び残高証明書が添付されておりまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われまます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、受給最大電力50キロワット未満のため、該当ございません。

また、開発行為でない旨の届出が平成28年12月19日付で受理されております。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており問題なしと判断されます。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第5番

第5番●●です。第1番について、去る1月6日に現地を確認するとともに譲受人と譲渡人の両者の代理人に確認しましたので報告します。現地は、背の高い雑草が繁茂している状況であり何年にもわたり放置されている様子でした。北側は水稻が耕作され、南側は道路に面し、西側は他の業者が行った太陽光の施設が設置され、東側は民家が建っておりました。本件は、譲受人が太陽光発電事業を実施するために施設設置条件の良い土地を探しており、適地であることから取得するものです。譲渡人は、遠隔地に住み、今後、耕作の予定がないことから譲受人からの要望により売買に同意したとのことです。なお、譲渡人からは以前、本件について相談を受けておりました。必

要書類も添付されており周辺への説明も既に終了しているとのことでしたので問題はないと思います。以上、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第2号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして2番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

次に、2番についてご説明いたします。

譲受人は、市内に在住されている会社員の方です。現在住んでいる所から近い場所に土地を探しており、今回、計画の適地であったため自己用住宅を建築するものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●市●●●支所から南西に約1.1キロメートル進んだところに位置しております。

(スクリーンに、位置図を表示)

申請地の所在につきましては、●●市大字●●●●●字●●1914番9、地目は田、地積は322平方メートルでございます。

(スクリーンに、分間図、土地利用計画図を表示)

まず、こちらが、分間図でございます。

続きまして、土地利用計画図でございます。

(スクリーンに、写真を表示)

最後に、申請地の写真でございます。

次に、農地転用許可基準についてご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、水道管、下水道管の2種類が埋設されている道路で、かつ、おおむね500メートル以内に2つ以上の教育施設及び医療施設のある農地で、第3種農地に該当いたします。

資力及び信用につきましては、資金計画書及び借入審査承認書が添付されておりまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われまます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、該当ありません。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており、汚水については公共下水道に排出されます。また、雨水につきましては、道路側溝への排出でございます。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第5番

第5番の●●です。第2番について、去る1月7日に現地を確認するとともに譲受人とは同日に、譲渡人とは1月9日に確認しましたので報告します。現地は雑草が繁茂している状況であり、耕作はされておらず両サイドには民家が建っておりました。本件は、譲受人が現在居住している所から近い所に土地を探しており、今回、敵地であることから取得して自己用住宅を建設されるものです。譲渡人は、遠隔地に住み今後、耕作の予定が全くないことか

ら売買に同意したとのこと。必要書類も添付されており特に問題ないと思います。以上、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長

ありがとうございました。

只今の2番の案件につきまして質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第2号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

続きまして3番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

次に、3番についてご説明いたします。

譲受人は、●●市に本店のある法人です。

太陽光発電事業を行うため申請地を購入し、発電出力49.00キロワットの太陽光パネル383.58平方メートル、パネル枚数240枚を設置するものです。

申請地は、面積、日当たりなど好条件の土地であり、市道にも接しており、メンテナンスなど管理しやすい土地であり、また、譲渡人は農地を相続したが耕作地として利用する計画もないことから今回の申請となったものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●総合支所から南西に約650メートルのところに位置しております。

(スクリーンに、位置図を表示)

申請地の所在につきましては、2筆ありまして、●●市大字●●●字●●●2998番1、地目は畑、地積は55平方メートル及び同じく大字●●●字

●● 2999番1、地目は畑、地積は1,143平方メートルで、合計1,198平方メートルでございます。

(スクリーンに、分間図、土地利用計画図を表示)

まず、こちらが、分間図でございます。

続きまして、土地利用計画図でございますが、北側上部に余り地がありますが、土地の形状が中央部分に約1.5メートルの段差があり、現地調査の結果パネルの設置が難しいと判断しております。

(スクリーンに、写真を表示)

最後に、申請地の写真2枚でございます。

次に、農地転用許可基準についてご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書及び預金通帳残高証明書が添付されておまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われまます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、受給最大電力50キロワット未満のため、該当ございません。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており問題なしと判断されます。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんから

の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第 28 番

28番の●●です。議案第2号3番について補足説明をさせていただきます。1月7日に譲渡人と現地確認をする予定でしたが、譲渡人が風邪を引き現地での確認が出来ませんでしたので、電話での確認となりました。現地を確認しましたところ、荒地となっており、草丈も相当伸びておりました。畑に戻すにも傾斜面で利用できないような状況となっておりました。譲渡人は相続したが、農業を行う意志はなく譲受人からの申出により農地を有効活用するため譲り渡したいとの強い要望がありました。また、譲受人とは1月5日に電話で確認しました。譲受人は県内で16か所設置、運営中で事業拡大のため申請地を譲り受けたいとのことです。なお、公道に接していますし近くに公共施設もあり、景観を損なわないようにしていただきたい。出来れば防草シートを張って欲しいと伝えたところ、草刈りも大変なので防草シートを張るようにするとのことでした。申請書類、事業計画書等きちんとされていて何ら問題はないと思いますのでご審議の程よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

只今の3番の案件につきまして質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第2号3番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、3番は許可と決定いたします。

続きまして4番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

次に、4番についてご説明いたします。

申請人は、市内に在住されている会社員の方です。現在社宅に住んでおり、子供の成長により手狭になったため、申請地を使用貸借し、自己用住宅を建築するものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●市●●支所から北東に約1.1キロメートル進んだところに位置しております。

(スクリーンに、位置図を表示)

申請地の所在につきましては、3筆ございます。●●市大字●●字●●●●211番5、地目は畑、地積は232平方メートルの内の77平方メートル、続きまして、同じく大字●●字●●●●211番10、地目は畑、地積は107平方メートル、続きまして、同じく大字●●字●●●●479番4、地目は畑、地積は91平方メートルの内の87平方メートルで、合計、271平方メートルでございます。

(スクリーンに、分間図、土地利用計画図を表示)

まず、こちらが、分間図でございます。

続きまして、土地利用計画図でございます。

(スクリーンに、写真を表示)

最後に、申請地の写真でございます。

次に、農地転用許可基準についてご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地であり、第2種農地に該当いたします。

資力及び信用につきましては、資金計画書及び残高証明書が添付されておりまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われまます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、平成28年12月22日付で開発行為許可申請書が提出されており、許可後同

時施行といたします。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており、汚水については公共下水道に排出されます。また、雨水につきましては、道路側溝への排出でございます。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第10番

10番の●●です。議案第2号、番号4番についてご説明します。1月4日に貸出人と現地で説明を受けましたのでご報告いたします。貸出人と借受人は親子の関係でございます。借受人は、現在、社宅において生活されており、二人の子供さん、5歳と1歳の成長に伴って自己用住宅を使用貸借権設定により建設されるものでございます。なお、申請地は、両親の家の近くであり、両親の老後の事も考えおられるとのことでした。事業計画書、資金計画書、被害防除計画書も整備されております。下水道も完備されており、周囲の住民へのあいさつ回りもされております。当該地の周辺は畑です。別に問題ないと思いますので、ご審議をよろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

只今の4番の案件につきまして質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第2号4番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、4番は許可と決定いたします。

以上で、審議案件は終了いたしました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。

それでは、報告第1号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の5ページをお願いいたします。報告第1号「農地法第4条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第4条第1項第7号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は1件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第1号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

続きまして、報告第2号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の6ページ、7ページをお願いいたします。報告第2号「農地法第5条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第5条第1項第6号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は6件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第2号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

続きまして、報告第3号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の8ページをお願いいたします。報告第3号「非農地証明について」をご説明いたします。

登記簿上の地目が農地で、現況が農地以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする者からの申請に基づき、交付する証明書でございます。今回は2件ございました。内容については記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第3号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

続きまして、報告第4号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の9ページをお願いいたします。報告第4号「農地の転用の制限の例外による届出について」を、ご説明いたします。

自己所有の農地を農業施設用地として転用される場合で、転用面積が2アール未満であるとき、また、農業用道路等に転用する場合は、面積の制限はなく、農地法第4条の農地の転用の制限の例外として、農地法施行規則第29条第1号に規定され、農業委員会に文書を提出することで、許可を要しないとされているものでございます。

今回の届出2件は、これに該当し、添付書類も含め完備しておりましたので、農地法第4条の農地の転用の制限の例外として、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第4号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で報告第4号を終わります。

続きまして、報告第5号につきまして、事務局より報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の10ページをお願いいたします。報告第5号「水田埋め立てによる農地改良届出について」を、ご説明いたします。

水田埋め立てによる農地改良届出については、議案書のとおり2件でございました。内容については記載のとおりでございます。地区担当農業委員さん共々現地を確認いたしております。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第5号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で報告第5号を終わります。

以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしましたので平成29年第1回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会（午前11時06分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

平成29年1月10日

周南市農業委員会

会 長 西田孝美

委 員 杉林洋治

委 員 水井規雅